

JR 吉都線利用促進協議会  
小中学校等利用促進事業実施要領

(目的)

第1 沿線自治体内の小中学校、中学校、保育園、幼稚園、子ども会、スポーツ少年団等（以下「小中学校等」という。）を対象に、小中学校等が行う JR 吉都線を利用した社会見学、文化・スポーツ交流、その他 JR 吉都線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）が認める活動を支援することにより、児童生徒が JR 吉都線への愛着を深めることを目的とする。

(助成内容)

第2 JR 吉都線を利用して、次の第3項に掲げる活動を行う小中学校等の児童生徒及びその随行者（高校生以上の大人）に対し、本事業予算額の範囲内において、同鉄道の運賃の実費全額を助成する。

2 申請者は、JR 吉都線沿線自治体内に存立する次の各号に掲げる団体の代表者とする。

- (1) 小学校、中学校、保育園、幼稚園
- (2) 子ども会、町内会
- (3) スポーツ少年団
- (4) 部活動、PTA
- (5) その他、会長が適当と認める団体

3 助成対象となる活動は、次の各号に掲げるものとし、小中学校等の児童生徒8人以上を含む活動とする。ただし、小規模校等にあつては、児童生徒8人未満の場合でも、会長が認める場合には対象とする。また、原則として活動には保護者が同伴するものとする（中学生のみで活動する場合を除く）。

- (1) 社会見学（遠足等）
- (2) 文化（展覧会鑑賞、大会等）・スポーツ交流（試合、合宿、試合観戦等）
- (3) その他、会長が適当と認める活動

4 助成額は、JR 吉都線の区間の乗車運賃（往復での利用も可）とし、1団体1回につき10万円を上限とする。ただし、団体割引等の割引を適用する場合は、当該運賃とする。また、随行者については、別表1に掲げる児童生徒数に対して当該運賃を助成する。

身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている児童生徒が利用する場合には、その児童生徒1人に対し随行者1人分の当該運賃を助成するものとし、この場合の随行者は、別表1に掲げる随行者には含めないものとする。

5 助成対象となる児童生徒及び団体の申請回数の上限は、設けないものとする。

(利用方法)

第3 助成を受けようとする者は、原則としてあらかじめ「小中学校等利用促進事業助成申請書」（別記第1号様式）を、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、助成を決定したときは、当該申請者に対し、「小中学校等利用促進事業助成承認書」(別記第2号様式)を交付する。
- 3 前項の交付を受けた者は、社会見学等終了後、「小中学校等利用促進事業実績報告書兼請求書」(別記第3号様式)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 4 前項の報告書により助成金に変更があった場合、第2の4に規定する額を超えない場合であって、かつ、本事業予算額の範囲内であれば変更交付を決定するものとし、当該申請者に対し、「小中学校等利用促進事業助成変更承認書」(別記第4号様式)を交付するものとする。

(雑則)

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。

この要領は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表1)

児童生徒数	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
随行者の数	1人	2人	3人	4人	5人	6人